

令和5年8月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年8月18日(金) 午前8時56分～10時6分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

### 欠席委員

### 傍聴推進委員

1番 濱崎 郷廣

### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	11件	田 畑	18,007 573	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	523 208	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	13件	田 畑	10,940 6,042	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	4件	田 畑		m <sup>2</sup> 18,659 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	19件	田 畑	25,846 7,623	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	2件			
第9号議案	坂出市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて				
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	7,697	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和5年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より少し早いですが、只今より8月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計52件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 17番 富木田 委員さんと 18番 三木 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 松浦 委員さん、2番 石井 委員さん、3番 吉田 委員さんと私で、8月17日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。3条許可申請は農地を地目を変えずに所有権移転などを行う申請です。

持ってきていただいた議案の2ページから説明していきます。

1番、・・・、面積 1,487㎡ 外1筆 合計 1,552㎡【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 7,944㎡

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 1,295㎡ 外1筆 計 2,696㎡【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 34,896.45㎡

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 145㎡【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園として取得

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が家庭菜園として取得譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

4番、・・・、面積 398 m<sup>2</sup> 外1筆 計 542 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 81,339 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 1,246 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,523 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 12,303 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 932 m<sup>2</sup> 外1筆 計 2,072 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 12,303 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 1,224 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,297 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売及び自家消費を目的としています。

8番、・・・、面積 714 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,242 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 1,202 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹・野菜で、販売及び自家消費を目的としています。

9番、・・・、面積 1,076 m<sup>2</sup> 外1筆 計 2,222 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,561.38 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

10番、・・・、面積 2,440 m<sup>2</sup> 外 2筆 計 4,854 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 7,233 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が後継者への譲渡により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

11番、・・・、面積 275 m<sup>2</sup> 外 1筆 計 508 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 遺贈

受人反別 7,233 m<sup>2</sup>

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が遺贈により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売及び自家消費を目的としています。

本日の案件 11 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」 1 1 件のうち、4 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、4 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

次に、1 番から 3 番、5 番から 1 1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

地目が田であるが、営農計画が野菜の販売ということなので、畑として利用してい

くのだと思いますが、そうなってくると水田の水路や農道の維持管理が難しくなるのではないかと心配になります。

吉田委員

8番は面積が間違っているのではないのでしょうか。取得する面積が1,242㎡で受人反別が1,202㎡となっているのですが。

会長職務代理

1,202㎡はこれまで耕作してきた面積で、1,242㎡というのはこれから取得する農地の面積のことになります。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」11件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。議案の5ページになります。これからご審議いただく農地法第4条及び農地法第5条につきましては農地を農地以外のものに転用する申請になります。

4条につきましては、所有者が農地を農地以外のものにします。5条につきましては、所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定などが伴う農地転用の申請になります。

それでは1番からご説明いたします。

1番、・・・、面積444㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 貸駐車場 用地

申請理由 申請者は、認定農業法人である株式会社の代表取締役を務めています。近隣作業所で露地野菜の選別・出荷作業等を行っていますが、事業の拡大に伴い既存の駐車場では農業機械・事業用車両等を収容できなくなったため、新たに駐車場を整備し、同社に貸し付ける計画をたて造成し、現在に至っています。今回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 農用地に該当します。農用地とは、農振法により農業振興地域内において生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のことを指します。農用地は原則として、農地転用許可ができませんとなっていますが、例外規定として、農振法に基づく農用地利用計画において指定された用途に供する場合、例えば、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設を建設する場合、などは許可することができます。本申請についても、「農業用施設用地、駐車場」へ用途区分の変更について令和5年7月の定例会において事前協議済みで、変更許可見込みのため例外規定に基づき許可相当と判断します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 79 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 287 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 太陽光発電設備、進入路

申請理由 令和元年頃に今後の生活費の収入を得るため太陽光パネルを設置し売電する計画を立て、造成し現在に至っています。今回無断転用を解消するため申請に至りました

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。第2種農地とは、第1種農地、土地改良事業の施行区域内農地でも第3種農地、都市計画法上の用途地域が定められている区域内農地でもない農地のことを指します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

電力会社が一定価格で一定期間買い取れることを国が約束する制度、固定価格買取制度 の認定を受けています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件のうち、1番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

次に、2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」13件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番2番は譲渡人、譲受人が同じなので、まとめて説明します。

1番、・・・、面積 983 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 963 m<sup>2</sup>外1筆 合計 1,926 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的

1番 宅地分譲 4区画

2番 宅地分譲 8区画

併せて利用する土地 162.52 m<sup>2</sup>は、隣接する農道水路を開発道路として併せて整備するものです。

申請理由 譲受人は市外に本社を置き、不動産業を営む法人です。

現在、手持ちの分譲住宅販売用の在庫が少なくなり、次回販売に備えて市街地へのアクセスが良い土地の用地取得を検討していたところ、農業の規模縮小を検討していた所有者との話がまとまり、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる

その他 2番については、面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えますので、開発許可の協議も進めているところである。なお、開発許可は1,000 m<sup>2</sup>を超えて建築物を建てるようなときに必要。後に出てくる、太陽光発電設備は建築物ではないので、開発許可の対象ではない。露店の資材置場等も建築物が無ければ不要。

3番、・・・、面積 810 m<sup>2</sup>外1筆 合計 1594 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 6区画

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。

中讃地域での分譲用地を探していたところ、申請地付近は生活の利便性が良いことから問い合わせも多い地域であり、今後も需要が見込めると判断して事業展開を計画。この度、所有者との話もまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えますので、開発許可の協議も進めているところである。

4 番、・・・、面積 1,047 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 2038 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

併せて利用する土地 445.88 m<sup>2</sup>は、市道から申請地までの進入路として申請地北側の雑種地を使用します。

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 貸し人は、土木工事や建築工事業の法人代表をしています。

借り人の法人は、借地で資材置場を使用していましたが、その契約が切れたため新しく資材置場が必要になりました。検討した結果、事務所と申請地は約 1.5 km と近く事業も効率的に行え、法人代表が所有する土地のため使用貸借が可能と判断、資材置場に転用して自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5 番、・・・、面積 1,293 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

併せて利用する土地 1.77 m<sup>2</sup>は、申請地南側の宅地一部を排水用地として使用します。

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場、駐車場

申請理由 譲受人は現在、建設会社を営んでいます。会社の事業が好調なことから、現在の資材置場だけでは足りなくなりました。効率的に運営するため近隣で土地を探したところ、隣接地の所有者と話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり自身が経営する会社へ貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

参考として少し補足説明をいたします。議案の 4 番と 5 番は、同じように資材置場への転用ですが、4 番は会社が転用事業を行う者としての申請、5 番は個人が転用事業を行って会社に貸し付ける申請方法になります。

6 番、・・・、面積 546 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため住宅を建てようとして計画しました。実家のある市内で検討したとこ

ろ、申請地は市道にも面して便利であるため、売却を検討していた所有者との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一般住宅の場合に、面積は500㎡以内が基本ですが、残りの面積が農業上利用しがたい過少な残地を生じる場合は、住宅の敷地面積に加えることができます。

#### 7番、・・・、面積 358㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は賃貸住宅に居住しておりますが、妻は出産予定であり家族が増えることを考えて住宅を建てようとして計画しました。

申請地は市道に面した角地であり、保育園や小学校も近いため便利であると考えて検討したところ、所有者との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

#### 8番、・・・、面積 403㎡ 外2筆 合計 1,539㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、FIT制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。

#### 9番、・・・、面積 135㎡ 外1筆 合計 1,403㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張の駐車場、作業場

申請理由 譲受人は、各種金属の溶接加工業を営む法人です。駐車場が少なく平日より物品搬入時等に困っていたため会社の近くで駐車場用地を検討していました。申請地は、現在の敷地に隣接しており駐車場や作業スペースと

して効率的に利用できるため、所有者と交渉したところ合意を得られ申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

続いて10番11番12番は譲渡人、譲受人が同じなので、まとめて説明します。

10番、・・・、面積 1,419 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

11番、・・・、面積 2,005 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

12番、・・・、面積 717 m<sup>2</sup>外1筆 合計 876 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、FIT制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。

13番、・・・、面積 1,762 m<sup>2</sup>の内 738 m<sup>2</sup>外1筆 計 1,002 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

転用目的 仮設事務所、倉庫、トイレ、駐車場、土砂置場

申請理由 借り人は、県営の工事を請け負っており、その仮設事務所の設置、工事用車両の駐車場等として利用するものです。

申請地は、工事現場に接しており利便性が良く効率的に利用できる場所であり、所有者と交渉したところ、話がまとまり一時転用として申請に至りました。

農地の区分 農用地ですが一時的な利用は許可の基準に該当します。農用地とは、農業振興地域の整備に関する法律により農業振興地域内において生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のことです。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

工事期間は、10月から令和6年3月31日までを予定しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」13件のうち、13番については石井委員さん、木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、13番について審議を行いますので、石井委員さん、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(石井委員、木下委員 退室)

13番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(石井委員、木下委員 入室)

会長職務代理

次に、1番から12番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」13件につきまして原案どおり承認し、うち11件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、4番、11番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、8月29日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から4番については現地調査を実施しておりますので、2番 石井 委員さん、3番 吉田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積1,471㎡ 外3筆 合計3,582㎡【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

2番、・・・、面積1,606㎡ 外4筆合計11,882㎡【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

吉田委員                    それでは、第4号議案「非農地証明願」3番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 2,005 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

4番、・・・、面積 1,190 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

会長職務代理              ありがとうございました。

ただいま石井 委員さん、吉田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記                はい。第4号議案「非農地証明願」についてですが、土地登記簿上の地目が農地となっている土地が現状、農地以外となっている場合、一定の条件を満たせば農地でないものとして認定し証明するものです。

そのうちの一定の条件の1つが、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」として認められることです。

「再生利用が困難な農地」とは、農地利用状況調査における赤区分に該当する農地のことで、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地であることです。今回の農地に関しましても、該当農地への進入路がなく周辺一帯が山林となっていることから「再生利用が困難な農地」に該当するものと考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理              ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員                    今、登記上は畑ということですか。その後に登記上の地目も変わるのでしょうか。

事務局書記                はい。非農地証明を出すことによって、法務局が地目の確認を行います。今回は、山林に代わるものと思われれます。

本庄委員                    それは、申請人の意思によって行われるものという認識でよろしいでしょうか。

事務局書記                はい。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」19件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が10件、更新が7件、再設定が2件で、そのうち農地機構を通じた貸借が16件となっております。

以上、農用地利用集積計画書19件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が3件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回2件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を13ページにまとめており、14ページから20ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

農業経営改善計画の認定申請は、経営を含みます労働環境の改善を図る目的での申請となっております。これらは認定農業者の更新の際、審査にも関係していますが、地元の農業委員の皆様のご意見を求められているものであります。詳細につきましては、14ページから20ページをご確認いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上となります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

宮本委員

1番の人について、施設や機械はどのようにされているのでしょうか。

事務局長補佐 施設自体は市外にあるのですが、実家が市内なので市内でかなり耕作されております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」2件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて、第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は、「農業経営基盤強化促進法」「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の変更があり、坂出市が策定している基本構想を見直すために、農業委員会の意見を求められたものです。

この案件につきましては、農林水産課の渡邊主事に出席を頂いておりますので説明して頂きます。

よろしく申し上げます。

農林水産課 みなさんおはようございます。農業委員の皆様には日頃より農業行政にご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」、ご説明致します。

(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」なにかご意見・ご質問はございませんか。

三木委員 いつまでに地域計画、目標地図を作成するのでしょうか。

農林水産課 法律で令和6年度の終わりまでに作成をし、令和7年度以降に計画を実行していくということが決められております。市としては、令和6年度の終わりまでには、作成して公表することを予定しております。

三木委員 誰が10年後耕作するのかというのは、我々農業委員、推進委員がその場で所有者の方から聞き取り調査をするのでしょうか。

農林水産課 最初に市のほうから、農地所有者に対してアンケート調査、意向調査を行う予定です。回収の後に、地域ごとに協議の場を設定します。

三木委員 地域ごとというのは町ごとですか。範囲が広くなりそうですが。

農林水産課 はい。確かに町ごとだと範囲が広がってしまうのですが、今のところはその予定です。

宮本委員 前回、農業会議が行った研修会のときに説明されたことと同じものでしょうか。

事務局長補佐 研修会時には農業会議の方が簡単に概要を説明してくれました。

宮本委員 地域計画の窓口は渡邊さんになるのでしょうか。

農林水産課 私と、係長の山田が担当になります。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理 他にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。こちらは貸し人、借り人双方の同意、合意を得て出されたものになります。申請ではなく、届け出になりますので報告という形でご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,540㎡ **【議案読み上げ】**

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 期間使用貸借権 第6号議案7番関連

2番、・・・、面積 714㎡ **【議案読み上げ】**

解約理由 売買目的

備考 利用権、賃借権の解消、第1号議案8番関連

3番、・・・、面積 277㎡ 外1筆計 1,523㎡ **【議案読み上げ】**

解約理由 売買目的

備考 利用権、賃借権の解消、第1号議案5番関連

4 番、・・・、面積 1,224 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 7 番関連

5 番、・・・、面積 1,295 m<sup>2</sup> 外 1 筆計 2,696 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 2 番関連

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 8 月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10 時 6 分終了